

1599

特67
358

通俗新編

朝鮮事情

上篇

發兌元風類舍



026437-000-8

特67-358

朝鮮事情 (通俗新編)

秋野 要一郎 / 編

M13

ADD-0091



凡例

- 一 此編ハ朝鮮國の地勢、人情、風俗、文字等より今回修信使來りし由縁迄を容易く記せるものなり
- 一 此編採録せる所ハ舊書ニ據らずして近時毎日新聞の朝鮮通信の部より採輯されば記事皆新よして確信するに足るべし
- 一 朝鮮の地名人名等ハ讀者をして讀得易うらんを要し世俗乃云ふ處ニ從ふなり

明治十三年八月

編者誌

特 67
358

通俗朝鮮事情
新編

椽木縣

秋野要一郎編輯

第一 地勢風俗略歴史の事

朝鮮ハ滿州遼東ニ接して海中ニ突出たる長さ凡そ二百里幅六十余里の半島を云ふ其海角ハ我が對馬を距る纔ニ十里餘ニ過ぎば地勢山脉多く風俗及び技藝大略支那ニ同じく文學を好み漢文を講習ふ者多し又此國固有の文字ハ國內を八道に分ち主府を京畿道ト稱し國の中央ニ位を又「ビレハイ」府ハ東岸にあり其他海港及府縣所々にあり總て市街人家の製作ハ支那ト同くし稍粗畧なり衣服は支

那の古製を用ひて辮髪を垂れぬ人種も亦大畧同種なれど
 も身軀長大より性質更も遅鈍なり此國上古より土人の
 邦土を拓きたるもの其年代を詳よせぬ支那の封を奉げ國
 を建る者箕子を以て始とし初めて朝鮮の號あり其後國內
 亂れ衛滿と云ぬ者之を平定して君位を登り其子孫に至り
 邦土分裂して三となる故も亦三韓と稱し其後新羅の一部
 二韓を滅して國內を一統し後又高麗の王氏之れ亡して代
 立つ故も高麗と號せり其他奕世尙數次の沿革あり此國古
 代より皇國も朝貢し百工の技術等を傳へしを少なうらざ
 又朝貢を欠く等のとわれれば日本より之を征討することあ

り千六百八十年前神功皇后の親征及び近く豊太閤の討
 伐の如きあり維新後遂も獨立國となり我國と條約を取結
 べり今回の使臣の我々請求する所ある爲めなりと

第二 城廓官衙の事

朝鮮城郭の制の支那に似て我邦も異れり城郭は市街を包
 括する者あり包括まざる者あれど大抵市街を包括り東萊府
 の市街の如きは總て城内にあり又城の大抵山を據れど只
 石塀を以て山腹若しくは山麓を圍みしまでにて別は險要
 と云ふも稀らば石塀の高さ大凡一丈程厚さ二三尺あり
 四五尺毎も砲門を穿てり城門の支那風に似たり凡て城郭

の位置は近傍山嶺の有無と關係せざるに依り大砲を以て攻撃せるときは一發よして之を破るを得べし官衙は大抵城中あり其制瓦屋よして朝鮮人の目より之を觀れば實に高樓大厦と稱すべきものなり東萊府の稍大いなるものありて壘三十壘位を敷くべき廣間あるよし其他陋隘觀るべからざるもの多しと

第三 陸海軍の事

朝鮮の陸海軍の説くに足らず八道の東伍二十二萬とも云ひ全國の軍丁百四十三萬〇八百五十九名とも云へど皆か軍籍上の數よして有名無實と云ふも可なるべし又た京城

の衛兵の三十七百七十二名と云ひ或ハ五千七百七十二名と云ふ孰れが是あるを知らず衛兵の總督を訓練大將と云ふ即ち我が近衛都督なり現今前の禮曹判書趙寧夏此任に當り少く兵制改革の見込あるよし柳々趙寧夏の今王大后の姪よして年方壯盛な潯さよは禮曹判書を以て屢々我が使臣よ接し今の訓練大將を以て兵制改革の意あると聞けば朝鮮大臣中將來の望を屬すべきもの蓋し是の人あらん乎

武官の大將あり別將あり千總あり千人長把總あり五百人長百總あり百人長執事あり傳令使又哨兵あり物見役其

兵ハ歩軍騎軍其兵器ハ鎗、刀、弓、砲なり其給俸ハ京城兵、月給米十二丸(我四斗二升)錢九百文我二圓二十五錢外ハ木綿の軍服諸道の兵の月給ハ百五十文乃至六百文其砲將、月給三貫文我七圓五十錢位なり

黃海道ハ馬兵三千名あり北道の強兵と稱す每歲三百人輪番を以て京城を守衛せよ云ふ

二三年以來漸く西洋製の銃砲を買入るゝと云ふ着手し現ハ大倉組等より種々の銃砲を買ひ入れゝが多きは三百挺少きは十挺位つゝ未だ一度も大數の買入れをなしたるとなさよ聞く處ハ據れば其買入れたる分は総て見本

供了國內の銃工を集めて之を模造せしむるなり先般既に「スベレセン」銃を模造せしめし其入費ハ買入代價ハ三倍せしと云ふ

海軍の事も亦陸軍と同ト八道沿海數十箇所の水營あり亦と軍艦の數擧げて計ふべからず其數幾千を以て數ふべし然れども其所謂軍艦あるものは漁船の少く風を替へるまゝにして其の大さも我が三四十石積の商船と過ぎん又た艦内銃砲の備へ等一としてあるとなく平日ハ唯だ海岸に委棄てあるゆゑ毎艦盡く汚腐れ或ハ船体半ハ海中に沈み或ハ四邊ハ竅を生トイサと云ハは焚物の外用方なき

軍艦多きを見る近時は朝鮮の兵學士も我が軍艦の當り難
きと覺りたるよや派船並に帆走船の築造法を受けたりと
て頻りに我國人に問ふより又釜山浦ての時々艦隊訓練を
るよくなれども我國人の縦覽を許さず傳聞に據れば彼が
艦隊訓練の總て日本の軍艦を拒ぐべき軍法なりと云へり

第四 人物の事

総て朝鮮人の日本人に比されば其骨格少く大なるを覺ゆ
朝鮮人の骨格の大抵我が五尺二三寸乃至五尺四五寸のも
の多し(全羅道濟州の人)の骨格殊に大なりと此品評の東萊
釜山は就て云ふなり)人相優美よりて遙るは我國民も勝れ

り下民と雖も十の二三は鬚髯を蓄へり只其民は久く太平
の世に居り専制の政は安ずるを以て更らざる氣力を養成す
ると亦た新智を發明するとかく自ら貧窶を安んずる野
民あり故に善く之を評すれば鼓腹擊壤の民と爲すべきも
悪く之を評すれば實は腐敗極りたる人民あり東邦人の韓
人を指して直に頑僻固陋と賤視すれども能く其情を察す
れば強ち賤視すべきもあらず元來朝鮮ハ鎖港主義の國
なり其交際する國は支那一國に過ぎず朝鮮の學問は漢學
の一派あり其學ぶ所は三代の舊文に過ぎず且つ其國の微
弱よりて古來漢胡及び我が侵伐を被ると屢々なるを以て

國民の他國人を視ると恰も寇賊と一般猜忌の念奮時も懷
よ忘れず故よ之よ接するよ好意を以てせざるも彼れ默然と
して容易よ感せざる者の如く之れよ緊要事を以てせざるも
彼れ漠然として容易よ察せざる者の如きハ亦其故なきよ
あらざるなり現よ我日本よても安政開港の頃國民の頑僻
固陋更よ朝鮮人より甚き者あり然れども我國ハ封建の制
よして數百年來養成したる數十萬の士族あるを以て其開
化も著き進歩を顯したり若し二三十年前の我國よして封
建士族なくバ其開化の進歩或ハ朝鮮の後よ在らんも未だ
知るべからざるなり

朝鮮國內ハ淫風よりは盜風行ゆる、者の如し隨て無氣慨
無廉耻よして人の凌辱を被り人の鞭撻を受け人は對して
叩頭謝罪するあどの勿論白晝の狗竊鼠盜甚だ多し實よ油
斷のならざる國と云ふべし
朝鮮の盜風盛んよして淫風の盛んあらざりし源因ハ此國
の法とて古來姦罪よ嚴よして盜罪に寛かり故ニ此の如き
相違を致せし成ん現よ今日の朝鮮國法は凡そ外國人と姦
通する者のハ男女皆斬と云へり亦以て其姦罪よ嚴なる一端
を見るべし既ニ去十年の大饑饉の時婦女子の飢餓して我
居留地よ來り食を乞ふ者日よ十八よ下らず中よハ淫を隣

ぎて口を糊する者ありしは彼の政府より我ニ依頼して
嚴ニ出入を禁ト且賈淫せし婦人を捕縛して斬罪ニ行ひた
り是より婦人の出入全く絶へ道路日本人と遇へば皆二三
町向より脇道と避くるに及べりと之れは反し韓男子の日
本婦人ニ接するに稍々柔よて中よりは日本人に誘れ居留地
の妓樓と登り遊興を尽す者もある由なり

第五 家屋の事

朝鮮よて最も改進せざるものゝ家屋の制あり之を上古の
穴處と云ん乎窟居と云ん乎我北海道の野民支那台湾の
生蕃と雖も蓋し朝鮮人の家屋と讓らざるべし其制皆石壁

を以て之を圍繞せり其石の大さハ四五寸乃至七八寸天然
石の儘練土を以て之を堅め廣さものハ八九坪狭き者は四
五坪は過ぎず隨て其屋も卑く壁の高さ大概五尺茅或ハ藁
にて之を覆ひ屋頂我茅屋に似て稍圓形をなせり屋内地を
掘ると一二尺其上上架するは丸木を以てし之は板を並べ
紙を貼り又其上は席を敷きて臥居るに供せり然れども右
に中等以上の家居なり極下等の家居ハ床を設けず地上直
に席を敷きて臥居せり毎戸必ず煖竈あり外面より壁を穿
ちて之を設け寒氣凜烈き時は火氣を床下と通じて室内を
温めり故に室の四邊上下等共古紙よて密に貼り詰り烟氣

の漏れざる様注意せり冬候は際しても夕方火を焚きて床下を暖むれば翌朝まで火氣ありといふ是の一事は朝鮮人は珍しき發名なり每家は戸障子なり入口扉戸の如き者を設て開閉は供し其大さ大概四五尺人皆俯首折腰かためて之は出入り家中亦た立行するを得づ官衙乃び其他大處と稱せる者の皆立行するを得るなり又一の小窓あり天光を引くは供せり若し商家なれば之は商品を列せ益山東菜皆然り又每家一小室は家族五六人父母妻子兄弟皆同居せり平生は地上に坐するのみよく坐別は椅子等の設けなし

通俗朝鮮事情上編終

明治二十九年六月廿七日御届

日本橋區藥研堀町二番地寄留初木縣平民

編輯兼出版人

秋野

一 郎

三十三